

# カトリック仁川教会

## 甲山共同墓地使用規程

### 第1条（目的）

この規程は、カトリック仁川教会甲山共同墓地(以下本墓地という)の使用および管理について必要な事項を定める。

### 第2条（所在地）

本墓地の所在地は、次の通りである。

所在地 西宮市甲陽園目神山町 西宮市甲山暮園内

A 区域 第5区6号90番～94番（許可3914号）

B 区域 第5区6号95番～99番（許可3803号）

### 第3条(目的および被埋骨者の範囲)

- (1) 本墓地は、カトリック仁川教会に所属する信徒で、自家墓地を所有せずまたは事情により自家墓地に埋骨もしくは埋骨されることが困難な者のための共同墓地として使用することを目的とする。
- (2) 被埋骨者の範囲は、カトリック仁川教会の信徒およびその家族親族(未洗者を含む)ならびに主任司祭が認めた他教会のカトリック信徒とする。

### 第4条（埋骨）

- (1) 本墓地の埋骨は、主任司祭と埋骨依頼者との協議のうえ、日程を調整し、司祭、関係者が出席して行う。ただし、11月の当小教区合同墓参の日には行わない。

### 第5条（使用申込）

- (1) 本墓地の使用を希望する信徒は、使用細則に定める手続きを行い、献金を納付しなければならない。
- (2) 埋葬すべき遺骨が申込時点で存在しない場合も、予約申し込みを受け付ける。

### 第6条（永代管理および祈念）

本墓地の埋骨は、祭祀すべき遺族親族等が不在となった場合も教会の責任に於いて管理し、救霊・安息のため祈念する。

### 第7条（管理および運営）

本墓地の管理運営は、カトリック大阪大司教区の委嘱に基づきカトリック仁川教会主任司祭の責任に於いて行うものとし、具体的な維持管理ならびに事務手続き等は総務委員会と教会事務所が執行する。

### 第8条（規程の改正）

本規程の改正は、評議会で審議し、出席評議員の3分の2以上の賛成で決定する。

制定 2002年8月 改正 2018年4月

改正 2005年1月 2021年4月

2010年2月